

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金
算定規則に基づく事業者設定基準届出書

エ 経 料 発 8 第 5 号

令和 8 年 9 月 29 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山 岸 桃 子

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
の規定により別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第 2 2 条第 8 項	特殊変動費の差異を勘案して設定した基準

(別 紙)

特殊変動費の差異を勘案して設定した基準
[第22条第8項関係]

第22条第7項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

現行の特定小売供給約款の料金を設定した基準を基に、料金率は、特定需要の特殊変動費に準拠して、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、電気の使用形態（使用期間、使用頻度、一口当たりの使用電力量、負荷率等）、計量方法等の原価構成要素の差異を勘案して契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。